

改正後	現 行
<p>準用する。</p> <p>(4) <u>居宅訪問型児童発達支援給付費</u></p> <p>① <u>訪問支援員特別加算（専門職員が支援を行う場合）の取扱い</u>  <u>通所報酬告示第4の1の注2の訪問支援員特別加算（専門職員が支援を行う場合）については、障害児通所支援事業、障害児相談支援事業若しくはこれらに準ずる事業の従事者若しくはこれに準ずる者又は障害児入所施設又はこれに準ずる施設の従業者又はこれに準ずる者であって、次の（一）又は（二）のいずれかの職員が配置されているものとして都道府県知事に届け出た事業所について加算するものであること。</u></p> <p><u>（一） 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、保育士若しくは看護職員の資格を取得後又は児童指導員、児童発達支援管理責任者、サービス管理責任者若しくは心理指導担当職員として配置された日以後、障害児に対する直接支援の業務、相談支援の業務又はこれに準ずる業務に5年以上従事した者</u></p> <p><u>（二） 障害児に対する直接支援の業務、相談支援の業務又はこれに準ずる業務に10年以上従事した者</u></p> <p>② <u>特別地域加算の取扱い</u>  <u>特別地域加算を算定する利用者に対して、指定通所基準第71条の13第5号に規定する通常の事業の実施地域を越えて支援を提供した場合、指定通所基準第71条の12第3項に規定する交通費の支払いを受けることはできないこととする。</u></p> <p>③ <u>通所施設移行支援加算の取扱い</u>  <u>通所報酬告示第4の2の通所施設移行支援加算については、以下のとおり取り扱うこととする。</u></p> <p><u>（一） 居宅訪問型児童発達支援を利用する障害児が通所支援事業所に移行していくため、移行先との連絡調整や移行後に障害児及びその家族等に対して相談援助を行った場合に加算するものであること。</u></p> <p><u>（二） 通所施設移行支援加算の対象となる支援を行った場合は、支援を行った日及び支援の内容の要点に関する記録を行うこと。</u></p>	<p>準用する。</p>

改正後	現 行
<p>④ <u>利用者負担上限額管理加算の取扱い</u>  <u>通所報酬告示第4の3の利用者負担上限額管理加算については、2の(1)の⑧を準用する。</u></p> <p>⑤ <u>福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員処遇改善特別加算の取扱い</u>  <u>通所報酬告示第4の4及び5の福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員処遇改善特別加算については、2の(1)の⑩を準用する。</u></p> <p>(5) <u>保育所等訪問支援給付費</u></p> <p>① <u>訪問支援員特別加算（専門職員が支援を行う場合）の取扱い</u>  <u>通所報酬告示第5の1の注1の2の訪問支援員特別加算については、2の(4)の①を準用する。</u></p> <p>② <u>特別地域加算の取扱い</u>  <u>通所報酬告示第5の1の注1の2の訪問支援員特別加算については、2の(4)の②を準用する。</u></p>	<p>(4) <u>保育所等訪問支援給付費</u></p> <p>① <u>訪問支援員特別加算（専門職員が支援を行う場合）の取扱い</u>  <u>通所報酬告示第4の1の注1の2の訪問支援員特別加算（専門職員が支援を行う場合）については、障害児通所支援事業、障害児相談支援事業若しくはこれらに準ずる事業の従事者若しくはこれに準ずる者又は障害児入所施設又はこれに準ずる施設の従業者又はこれに準ずる者であつて、次の(一)又は(二)のいずれかの職員が配置されているものとして都道府県知事に届け出た事業所について加算するものであること。</u>  <u>(一) 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士若しくは保育士の資格を取得後又は児童指導員、児童発達支援管理責任者、サービス管理責任者若しくは心理指導担当職員として配置された日以後、障害児に対する直接支援の業務、相談支援の業務又はこれに準ずる業務に5年以上従事した者</u>  <u>(二) 障害児に対する直接支援の業務、相談支援の業務又はこれに準ずる業務に10年以上従事した者</u></p> <p>② <u>児童発達支援管理責任者専任加算の取扱い</u>  <u>通所報酬告示第4の1の注3の児童発達支援管理責任者専任加算については、2の(1)の②を準用する。</u></p> <p>③ <u>特別地域加算の取扱い</u>  <u>特別地域加算を算定する利用者に対して、指定通所基準第78条第5号に規定する通常の事業の実施地域を越えて支援を提供した場合、指定通所基準第77条第3項に規定する交通費の支払いを受けることはできないこととする。</u></p>